

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月29日
【会社名】	昭和情報機器株式会社
【英訳名】	SHOWA INFORMATION SYSTEMS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 中澤 祐一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目15番9号 第45興和ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長中澤祐一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）及び決算・財務報告に係る業務プロセスの評価範囲は、会社のすべての事業拠点とし、評価については内部統制全体を理解した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況进行评估しております。なお、連結子会社はありません。

全体的な内部統制の評価結果を踏まえて、決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業会計審議会の実施基準等では「売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセス」としてはありますが、当社では範囲を広げ、開発/製造、発注/仕入/支払、受注/売上/売掛/回収、原価計算、棚卸資産管理、固定資産管理、現預金管理、決算業務、情報開示、自己株式取得を対象としています。業務プロセスの評価については、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況进行评估することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価に基づき、代表取締役社長中澤祐一は、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。